

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（申請手続の簡略） 第十五条の二の二（略）</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の第三項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「VSA T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（VSA T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（VSA T地球局にあつては当該VSA T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「VSA T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第四号イに規定するPHSの基地局（以下「PHSの基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号(1)に規定する基地局（以下「フェムトセル基地局」という。）又は設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの（以下「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（VSA T地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（申請手続の簡略） 第十五条の二の二（略）</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の第三項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「VSA T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（VSA T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（VSA T地球局にあつては当該VSA T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「VSA T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第三号に規定するPHSの基地局（以下「PHSの基地局」という。）、施行規則第三十二条第六号(1)に規定する基地局（以下「フェムトセル基地局」という。）又は設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの（以下「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（VSA T地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。</p> <p>3・4（略）</p>
--	---

(様式等)

第二十一条 (略)

2～12 (略)

13 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、VSA T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所(VSA T地球局にあつてはVSA T制御地球局の無線設備の設置場所とする。)を同じくする場合及び同一人に属する二以上のPHSの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することがある。

(様式等)

第二十一条 (略)

2～12 (略)

13 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、VSA T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所(VSA T地球局にあつてはVSA T制御地球局の無線設備の設置場所とする。)を同じくする場合及び同一人に属する二以上のPHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することがある。

別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(表略)

注1～8 (略)

9 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(1) (略)

(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合には6dB低下の幅を、470MHz以上の場合には3dB(設備規則第49条の7及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(設備規則第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。))にあつては、6dB)低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。

(3) (略)

別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(表略)

注1～8 (略)

9 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(1) (略)

(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合には6dB低下の幅を、470MHz以上の場合には3dB(設備規則第49条の7及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(設備規則第49条の6の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。))にあつては、6dB)低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。

(3) (略)

<p>10～28 (略)</p>	<p>10～28 (略)</p>
<p>別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式 (第4条、第12条関係) (表略)</p> <p>注1～8 (略)</p> <p>9 7の欄は、次によること。</p> <p>(1) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合には3dB (設備規則第49条の7、第49条の15及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局 (設備規則第49条の7の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。) にあつては、6dB) 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>10～35 (略)</p>	<p>別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式 (第4条、第12条関係) (表略)</p> <p>注1～8 (略)</p> <p>9 7の欄は、次によること。</p> <p>(1) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合には3dB (設備規則第49条の7、第49条の15及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局 (設備規則第49条の6の2、第49条の7の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。) にあつては、6dB) 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>10～35 (略)</p>
<p>別表第二号の三第1 簡易無線局 (パーソナル無線を除く。)、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第4条、第12条関係) (表略)</p> <p>注1～24 (略)</p> <p>25 24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時計分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。</p> <p>26～41 (略)</p>	<p>別表第二号の三第1 簡易無線局 (パーソナル無線を除く。)、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第4条、第12条関係) (表略)</p> <p>注1～24 (略)</p> <p>25 24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、時計分割多元接続方式携帯無線通信、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時計分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。</p> <p>26～41 (略)</p>